

午後1時10分 再開

○副議長（塚本昌紀 議員） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。4番、柳沢潤次議員。

〔柳沢潤次議員登壇、拍手〕

◆4番（柳沢潤次 議員） 皆さん、こんにちは。日本共産党議員団の柳沢潤次でございます。

きょうは6月23日、さきの戦争では凄惨な戦いになった沖縄戦が終結をした慰霊の日であります。きょうで70年目を迎えたということになりました。沖縄県民の4分の1、4人に1人が亡くなった沖縄戦の惨状は、ありったけの地獄を集めたものだったと表現された方がおられますように、まさに筆舌に尽くしがたいものであります。

私は、以前、沖縄に行ったときに、サトウキビ畑の中をタクシーで移動しているときがございました。そのとき、運転手さんが「あの戦争で、沖縄では県民の4人に1人が亡くなったんだ。親族で死んだ人がいない、そういった家族はどこにもいない」、こういうふうに言っていたことを今でも思い出す次第であります。日本国憲法前文では「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とあります。この世界に誇れる平和憲法をどうしても守らなくてはならない、そういった思いを込めて一般質問を行いたいと思います。

それでは、日本共産党市議団の一員といたしまして、通告に従って一般質問を行います。

件名1「市長の政治姿勢について」であります。

要旨1「核兵器廃絶の課題について」質問をいたします。

4月26日から5月22日まで核不拡散条約（NPT）再検討会議がニューヨークで開かれました。鈴木市長は、日本非核宣言自治体協議会の副会長として参加されました。鈴木市長は、2月議会の我が団の代表質問への答弁で、被爆地の思いを共有し、被爆地でない都市として核兵器のない世界の実現に向けた強い意思を世界に示したいと言ってNPT会議に臨む強い気持ちを述べられました。

そこでまず、NPT（核不拡散条約）再検討会議に参加をされて、さまざまな機会に核兵器廃絶を主張することができたかと思いますが、その感想とアピールの内容についてお聞きをいたします。

次に、要旨2「集団的自衛権行使の法制化について」お聞きをいたします。

政府は昨年7月1日、集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。今まで政府は、日本が攻撃されたときの個別的自衛権は憲法上許されるが、同盟国が攻撃されたときでも、日本がその攻撃を排除するような武力行使は憲法違反に当たるとしてきました。これを180度変えて、日本国憲法のもとでも集団的自衛権行使は認められるとしたことであります。

時の一内閣が憲法を解釈で変更するなど、決して認められるものではありません。近代国家において、憲法が時の政府の恣意的な権力を制限するというのが立憲主義の立場であります。日本もその近代国家の一つです。それを安倍政権は根本から否定しているわけで、到底認めるわけにはまいりません。中谷防衛大臣は、安全保障関連法案を審議した6月5日の衆院特別委員会で、現在の憲法をいかに法案に適用させていけばいいのかという議論を踏まえて閣議決定を行った、

こういうふうには述べたと報じられております。まさに立憲主義を否定する本音が出たと言えるものです。

そこで、改めて立憲主義についての認識をお聞きいたします。

次に、11本の安全保障関連法案の問題点について指摘をしながらお聞きしたいというふうに思います。このことは、今後の日本のあり方にかかわる重要な問題です。これらの法案がもし強行されれば、日本国民と藤沢市民の平和と安全に大きく影響することになります。その意味では、安全保障のあり方は国が決めることとの議論がありますけれども、そういうわけにはまいりません。国民のそれぞれの立場で考え、行動することが今、求められております。そういう戦後最大の重要な時期に今来ているというわけでありまして、鈴木市長の率直な御意見をお聞きしたいというふうに思います。

この安全保障関連法案について、国会論戦を通してその問題点や違憲性が明らかになってきています。その第1は、今も申し上げましたが、立憲主義を破壊し、憲法9条を破壊する違憲立法だということであります。このことは、さきの6月4日の憲法調査会での3人の憲法学者が違憲というふうに意見表明をされたこと、また、昨日の特別委員会の中でも、前の法制局長官がそういった問題もきちんと指摘をしている、このことにもあらわれている問題でもあります。

第2は、アメリカ言いなりの政治が進められているということです。国会論戦で、米国が先制攻撃の戦争を行った場合でも、集団的自衛権を発動するののかとの質問に、安倍首相は違法な武力行使をした国を日本の自衛権を発動して支援することはないというふうに答弁いたしました。

しかし、例えばイラク戦争で言いますと、大量破壊兵器を持っていることを口実に米国やイギリスが国連の決議なしで先制攻撃を行いました。この戦争に日本政府は、イラク特措法をつくって非戦闘地域ならば派遣できるとして自衛隊をイラクに派遣し、給油活動などを行いました。その結果、多くのイラク市民を殺りくし、国土を破壊しても大量破壊兵器は見つかりませんでした。国連決議のない先制攻撃は国際法上違法であります。ベトナム戦争も違法な先制攻撃でありました。

このように、アメリカの行う違法な戦争を批判することがこの間、政府はできてこなかった、集団的自衛権の行使にこういう政府が踏み出すことは、日本を戦争に巻き込むことになるということとは明らかであります。

第3の問題は、安倍首相の歴史認識の問題です。あの日本がアジア諸国を侵略した戦争を間違った戦争と認めないところに大問題があります。ことしは戦後70年です。戦後の出発点は、日独伊3国が起こした戦争は侵略戦争であったというところから出発をしています。その上に国際秩序が成り立っているわけです。過ちは繰り返すことなかれ、二度と子どもたちを戦場に送らない、この不戦の誓いが平和憲法であります。あの戦争を侵略戦争とも、また間違った戦争とも認めない首相が、日本を海外で戦争する国にしようというのでありますから、こんな危険な話はないと言わなければなりません。

政府は、この危険な11本の安全保障関連法案は撤回すべきであります。国民の声は、少なくとも今国会で成立に反対の世論が圧倒的に多いことは各種の世論調査でも明らかであります。

鈴木市長の安全保障関連法案についての認識をお聞きいたします。

3つ目の質問です。このことはいつもお聞きをしておりますが、江の島シーキャンドルライト

アップ事業での軍艦である掃海艇を招致している問題です。この問題は、今回の安全保障関連法案が審議されているような重大な事態の中で、藤沢市が関係して実施している観光イベントに軍艦を招致していることが新たな位置づけ、段階になるのではないかという思いで改めて市の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

私どもは、掃海艇招致をやめるべきだという主張をずっとして、市民の皆さんも、そういう主張をしてきた新たな理由としては、時期は違いますが、オリンピックのセーリング競技が決定をしたこともあります。平和の祭典が行われる会場に軍艦はふさわしくありません。何よりも、掃海艇は今回の法整備で中東のホルムズ海峡に出かけて行って、機雷掃海の任務につく軍艦であります。その機雷の掃海は国際法上軍事行動です。この軍艦を招致することは、集団的自衛権行使の法制化のもとで今までと違う段階に入ってきているというふうに思います。その軍艦をいつまでも実行委員会が決めることと逃げているわけにはいかないのではないのでしょうか。実行委員会にも強く働きかけて、ことしの掃海艇の招致はやめるべきと考えますが、改めて御見解をお聞きしておきます。

次に、件名2「環境行政について」であります。

要旨1「ごみ減量に向けての取り組みについて」質問をいたします。

2015年2月議会の厚生環境常任委員会に報告があった廃棄物処理施設整備計画については、今までのリサイクル推進型プラスチック利用・最終処分場負荷軽減型、このシステムの基本を変更して、バイオガス施設導入を見送り、焼却施設整備に戻す方針に切り変わりました。

施設は、北部環境事業所の既存施設150トン炉に加えて2021年には130トン炉を新設稼働する。石名坂環境事業所は、既存130トン炉2基、これは2号炉、3号炉でありますけれども、延命化整備をして2020年まで稼働させ、北部環境事業所の130トン炉の新設稼働に合わせて2021年に2号炉を停止、2023年には125トン炉の新設1号炉の稼働に合わせて3号炉を停止するという計画です。藤沢市は今後、常に3炉体制で可燃ごみの焼却をするということになります。その処理量は、人口推計等のピークになる2030年の可燃ごみ量を10万8,500トンと見て日量405トンでの焼却をすることになるわけです。

全国のごみの焼却量は10年前に比べれば減っておりますが、2011年、2012年と増加傾向にあると言われております。その原因に、東京23区などで従来分別、資源化してきたプラスチックごみなどの資源化をやめ、燃やせるものは全て燃やすという流れが強まってきていることです。環境省は、ごみは焼却して高効率に発電施設をつくるよう自治体を指導し、そのために交付金を3分の1から2分の1へかさ上げを図って誘導しています。

藤沢市は、今までもごみの減量化、資源化を市民の協力のもとに積極的に進めてきた自治体であります。国の大量に燃やすことが前提になる高効率化政策は受け入れるべきではありません。

そこでまず、ごみ処理に対する基本的な考え方をお聞きしておきます。

要旨2「ごみ処理の有料化を廃止することについて」であります。

藤沢市は、2007年10月から多くの市民の反対の声を押し切ってごみ処理有料化を強行しました。有料化から既に8年になります。市民からはごみ袋の値段が高過ぎる、もっと安くしてほしいなどの負担感を訴える声はいまだに強いものがあります。

そこで、3点について質問をいたします。

第1は、集合住宅にお住まいの市民への対策についてです。藤沢市では、市民の約54%は集合住宅に住んでおられます。このごみ処理の有料化と同時にスタートしたのが可燃、不燃、そして剪定枝、廃油、乾電池などの処理困難物、これを各戸から収集する戸別収集であります。その後、瓶、缶、さらには雑紙類も収集され、品目は拡大をしています。戸別収集は、ごみステーションに運ばなくても済む反面、毎日ごみを分別して出さなくてはならない煩雑さが伴い、課題も少なくありません。その一つに、戸建ての市民には自宅前までとりに来てくれるのに、集合住宅は相変わらずごみステーションに運ばなくてはならない、同じ有料化のもとでも不公平ではないかというような声も根強く残っております。まず、この点の解消策をどのようにしていくのか、お聞きをいたします。

2つ目は、高齢者の皆さんへの対策であります。24種類にもなっておりますごみの分別負担は大きなものがあります。また、団地などでは階段の上り下りをする負担も大きいのが実態です。一声ふれあい収集の制度がありますけれども、まだまだ不十分で周知されているとは言えない状況です。超高齢化社会を迎えつつある今、ごみ収集への負担をどう軽減するのか、喫緊の課題だというふうに思います。対策を問います。

3つ目は、何よりもごみ処理の有料化を廃止することです。せめて当面、値段を半額に引き下げることを求めます。市民のごみ袋の負担額は平均で、約であります。年間4,000円程度というふうに言われております。平均ですから、家族が多い世帯の負担額はもっと大きなものになってまいります。40リットル袋1枚80円は、神奈川県内では一番高い値段であります。もっとも神奈川県では、指定袋の実費を取っている自治体は幾つかありますけれども、ごみ処理料を袋の値段に上乗せをしている自治体は藤沢市、大和市、そして二宮町だというふうに聞いております。

山谷修作東洋大学教授の家庭ごみの有料化調査報告、2014年11月現在でありますけれども、これでは全国の市区町村総数1,741のうち、有料化実施自治体は1,089で62.6%だそうあります。袋の値段はどうかといいますと、単純従量制で大袋40リットル1枚では10円未満が4市、10円台が28市、20円台が62市、30円台92市、40円台94市、50円台が63市、60円台32市、70円台7市、80円台38市、90円台以上が5市となっています。藤沢市は高いほうから43の自治体の群に入っております。その43の自治体を都道府県別に見ると、北海道が30、東京が9、兵庫が2、福岡1、神奈川1ということになります。

80円以上の自治体の財政状況を見ますと、北海道の30自治体は財政的に大変厳しい状況にあるということがわかります。藤沢市の自主財源比率は74%もあり、全国では8番目という豊かな財源を持っているところと比べれば、大変大きな違いがあると言わなければなりません。財政対策としてごみ処理の有料化に踏み切り、高い袋の値段にしている側面が北海道などではあるというふうに言わなければならないと思います。

藤沢市は、ごみ処理有料化を進めた目的に、ごみの減量化を挙げました。有料化すれば、ごみは減らそうというインセンティブが働くからごみが減るというものであります。しかし、可燃ごみの市収集量を見ますと、確かに2009年は有料化を実施した2007年と比べると3,600トンほど減りました。ところが、その後はほぼ横ばいか、あるいは微減という状況が続いております。インセンティブは一時的なもので、可燃ごみの基本的な減量対策にはならないということでありませぬ。

大事なことは、ごみの減量化を進めるには市民の減量意識の向上が欠かせません。その意識をいかに醸成させるかが行政として最もしなくてはならないことであります。ごみ処理の有料化は廃止をして、今すぐにでも袋の値段は半額にし、市民負担の軽減策の一つにすべきです。見解をお聞きして、1回目の登壇での質問を終わります。（拍手）

○副議長（塚本昌紀 議員） 鈴木市長。

◎市長（鈴木恒夫） それでは、柳沢議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、件名1「市長の政治姿勢について」の要旨1「核兵器廃絶の課題について」の1点目、要旨2「集団的自衛権行使の法制化について」の2点目についてお答えをいたします。

まず、要旨1「核兵器廃絶の課題について」の1点目についてお答えをいたします。

今回の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議は、我が国にとっては戦後70年、被爆70周年という節目の年に開催されたものであります。日本非核宣言自治体協議会の代表として、また、平和首長会議の加盟都市として核兵器廃絶に向けたアピール活動に参加をしてまいりました。

会議に合わせて現地で開催された平和行進では、被爆地の思いを共有し、広島・長崎の被爆を過去の惨禍としないために、平和NGO団体など約8,000人の参加者とともに、ノーモア広島・ノーモア長崎と訴えながら約3キロの道のりを行進いたしました。

また、NPT再検討会議開会式の傍聴、ヒロシマ・ナガサキアピール集会などの会合への参加や被爆者団体とともに学校訪問をさせていただきましたが、平和首長会議2015ニューヨーク集会と日韓モンゴルNGOワークショップでは、スピーチの機会をいただきました。スピーチでは、被爆の体験を次世代に語り継ぐことの重要性や、草の根レベルでのさまざまな平和推進活動や自治体の連携の必要性など、被爆地の思いを共有し、被爆地でない都市の使命として核兵器のない世界の実現に向けた強い意思を訴えてまいりました。

さらに、NPT再検討会議の米国大統領特別代表との面談では、非人道性の観点から核兵器の廃絶について具体性のある道筋を示してほしいと訴えることができ、貴重な機会となりました。こうした一連のアピール活動を通じて、さまざまな草の根レベルでの平和推進活動や多くの団体との連携の必要性を肌で感じて、核兵器廃絶の実現には、日本においても多くの自治体、団体と連携をとりながら、オールジャパンでの取り組みを進めていくことの重要性を再認識してまいりました。

次に、要旨2の「集団的自衛権行使の法制化について」の2点目にお答えをいたします。

昨年7月に集団的自衛権の行使を認める憲法解釈を変える閣議決定がなされたことを受けまして、安全保障関連法制の整備をめぐり、国会において審議がなされ、自衛隊の活動範囲や対象拡大などについての議論がなされているところでございます。市といたしましても、立憲主義のもと、本国会において十分な議論をすることが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

○副議長（塚本昌紀 議員） 小野総務部長。

◎総務部長（小野秀樹） 続きまして、私からは、件名1「市長の政治姿勢について」、要旨の2「集団的自衛権行使の法制化について」の1点目の立憲主義についてお答えいたします。

憲法98条において、憲法は国の最高法規であるとされており、立憲主義とは、この憲法をもって国家権力の恣意的支配に対抗し、その権力を制限しようとする原理であると認識をしております。

○副議長（塚本昌紀 議員） 武田経済部長。

◎経済部長（武田邦博） 続きまして、要旨2「集団的自衛権行使の法制化について」の3点目、戦闘地域に派遣される可能性のある掃海艇がイベントに参加されることについてお答えいたします。

掃海艇は、湘南の宝石における江の島シーキャンドルライトアップ事業に合わせ、海上自衛隊の御協力により湘南港に停泊させ、夜間には船体を電飾し、昼間は一般公開を行っております。この掃海艇は「えのしま」と命名された船であり、イベントの一環として市民の皆様にご覧いただけます。また、本事業に掃海艇が参加することにより、江の島島内の住民からは、災害発生により陸路が寸断された際の支援物資の搬送の接岸訓練という効果もあり、大変安心感が得られたという御意見をいただいております。

一方で、ライトアップ事業において、掃海艇以外の船を検討するようにといった趣旨の御意見も寄せられていると認識しております。本ライトアップ事業は、江の島地元事業者、観光事業者等で構成する実行委員会において企画内容が審議されることから、本市といたしましては、その中で議員御指摘の内容や皆様からの御意見等、社会情勢も踏まえて御説明し、実行委員会で十分議論をしていただいた上で支援をしてまいりたいと考えております。

○副議長（塚本昌紀 議員） 金子環境部長。

◎環境部長（金子正彦） 続きまして、件名2「環境行政について」の要旨1「ごみ減量に向けた取り組みについて」お答えいたします。

本市では、昭和53年から全国に先駆け、市民、事業者、行政の3者協調による藤沢方式により資源の分別回収を実施し、資源品目を徐々に拡大するなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。平成19年4月からは排出者責任の明確化や集積所の維持管理に関する諸課題の解決等を目的に戸別収集を開始し、同年10月からより一層のごみの発生抑制、減量、資源化を推進するため、指定収集袋によるごみ処理有料化を実施し、効果を上げてきております。

さらに、平成24年度以降、資源の出しやすい環境づくりやさらなる資源化の促進等を目的に、資源品目別戸別収集や商品プラスチック、小型家電品目などの資源品目の拡大を実施してまいりました。また、ごみの焼却灰についても全量溶融化し、溶融スラグを路盤材等に再利用することにより、焼却灰の有効活用と最終処分場の延命化を図っております。本市のごみ減量、資源化施策の基本的な考え方につきましては、ごみは極力焼却せず、減量と資源化を推進することを基本的な考え方としております。

続きまして、要旨2「ごみ処理有料化を廃止することについて」お答えいたします。

1点目の戸別収集に対する集合住宅の不公平感の解消についてでございますが、規模の大きな集合住宅などは、各棟ごとの収集や平成24年度からの資源品目別戸別収集を開始する際に、集積所のない集合住宅約9,000カ所に集積所を新たに設置するなど、集合住宅のごみ出しの負担軽減